

第49回  
岐阜県国土利用計画審議会  
議事録

日時：平成28年2月22日（月）10:30～11:05

場所：議会東棟 第3面会室

**【事務局】**

本日は、岐阜県国土利用計画審議会のご案内を申しあげましたところ、大変お忙しい中ご出席を賜り、ありがとうございます。

ただいまから、第49回岐阜県国土利用計画審議会を開催いたします。

開会に当たりまして、河合都市建築部長からご挨拶申し上げます。

**【都市建築部長】**

(あいさつ)

**【事務局】**

それでは、議事に入る前に、本日の審議会には、15名中11名と半数以上の委員にご出席いただいておりますので、審議会条例第5条第3項による定足数に達しております。よって、本審議会は成立していることをご報告させていただきます。

また、本日の審議会には、報道関係の方が傍聴されておりますことをご報告いたします。

続きまして、議長については、審議会条例第5条第2項の規定によりまして、会長が議長となるとされておりますので、議事進行につきましては、会長にお願いします。

それでは、大野会長、よろしく申し上げます。

**【大野会長（議長）】**

ただいま、事務局から説明のありましたように、私が議事の進行を務めさせていただきますので、ご協力のほど、よろしく申し上げます。

まず、初めに、運営規程において、審議会の議事録について、会長及び会長が指名した委員2人が署名することになっております。

会長が指名する委員として、豊田委員と川合委員にお願いしたいのでよろしく申し上げます。

つづきまして、知事から諮問がありました、岐阜県土地利用基本計画の計画図の変更について、審議に入ります。事務局から説明をお願いします。

**【事務局】**

(岐阜県土地利用基本計画の変更について説明)

説明は以上です。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

**【大野会長】**

整理番号の1番と3番は現在進行中であり、2番と4番は既に計画が進み、現状が変わってしまっているという説明でしたが、それでよろしいでしょうか。

**【事務局】**

はい。

**【関委員】**

審議会では何を審議するのですか。現在進行形の案件では、実際、審議できないのではないのでしょうか。

**【事務局】**

それぞれ個別法があり、そのうえに国土利用計画法がありまして、それぞれの整合性を図る意味で個別法が変わる段階で、併せてご審議いただいております。

**【関委員】**

私は改正することについて意見を言っているわけではなく、今の説明を受けて、何を審議すればいいのでしょうか。聞いておけばよいということでしょうか。

**【大野会長】**

それぞれの個別法と調整を図るということですので、その辺はご理解いただければと思います。

**【川合委員】**

4番目の残土処理場のところで、揖斐川町の徳山ダムの残土と説明がありました。ダム湖の東側で土砂崩れがありましたが、その土砂もこの場所で処理したのですか。

**【事務局】**

地滑りの土砂は別の工事のところへ持って行っておりますので、ここは違います。

**【川合委員】**

わかりました。

**【宇佐美委員】**

一つ質問させていただきたいのですが、7ページの表で、農業地域が24ha減少とあり、個別の状況については、今、説明してもらいました。この分は都市地域に変更になり、24haの都市地域が拡大するという事にならないのでしょうか。

**【事務局】**

この24haは都市地域と農業地域が重複しているところであり、農業地域がなくなって、都市地域だけになるということです。面積的には都市地域は増減いたしません。農業地域の重複部分がなくなるということでございます。

**【宇佐美委員】**

わかりました。

【事務局】

先程の「何を審議するか」のご意見に対して補足をさせていただきます。

国土利用計画法に基づいて、土地利用基本計画を策定しておりまして、土地利用基本計画については、先程の資料でもご説明させていただいたとおり、現行の計画は平成23年4月に策定し、現在、それを運用しております。その計画をつくる際には、国土利用計画審議会で岐阜県の土地利用の方向などについてご意見いただき、現行の計画を策定していたところでございます。毎年の変更についても、国土利用計画審議会の中で、ご意見を伺いながら、変更手続きを行うことが法でも制度的にも定められておりますので、こういった形でのご審議をお願いしているわけでございます。

【畑佐委員】

市町村の意見の聴取がなされて、市町村が動いたものが、議題になるということでしょうか。

【事務局】

はい。

【畑佐委員】

審議会での意見の聴取があってから、地域の変更が確定されるまで、どれくらいの期間がかかるのですか。個別の案件によって違いますか。それとも、同時にされるのでしょうか。

【事務局】

今回の案件は4件ありますが、そのうち3件、1番、2番、3番の案件については都市計画と関連する変更です。1番、2番は各務原市と大垣市の農業地域を縮小するというので、具体的には今まで市街化調整区域であったところを市街化区域に変える手続きになっております。来月、県都市計画審議会を開催して、その中で変更案を審議します。今の予定では4月の初めに両方同時に変更決定を行うスケジュールになっております。

また、恵那市の件についても、土地区画整理事業を実施する予定ということで、先程の説明にもありましたが、用途地域を新たに指定することになっています。用途地域の決定については、恵那市の都市計画決定の案件であり、恵那市の都市計画審議会のほうで3月中に審議を行ったうえで、4月の初めに新たに用途地域の決定を行うスケジュールで進めております。

【大野会長】

それではよろしいでしょうか？

これで質疑を終了させていただきます。それでは、「岐阜県土地利用基本計画の変更について」は原案のとおりでご承認いただけますでしょうか。

（「異議なし」の発言）

ただいまから答申文案をお配りしますので、内容の確認をお願いいたします。  
答申文を本案のとおりとしてよろしいでしょうか。

（「異議なし」の発言）

それでは、岐阜県土地利用基本計画の変更について、本案のとおり本日付けで答申させていただきます。

これをもちまして本日の議事はすべて終わりました。ご協力ありがとうございました。